



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第114号)

配信日 平成28年4月16日

### 震災便乗商法に関するトラブル注意！

平成28年熊本地震の被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。さて、過去に自然災害が発生した際には、便乗した様々な詐欺商法が出現しました。今回も同様の事例が出てくる危険性があります。慌てて契約せずに、不必要な契約はきっぱりと断りましょう。

#### <事例1>

「家の基礎が壊れている。詳しく見てあげる。」と訪問してきた業者が床下にもぐった後、「早急に補修工事をしないと大変なことになる」と言ったので、驚いて契約してしまっただ。

#### <事例2>

「万が一に備えて、防災グッズセットを買いませんか。」と言って業者が訪問してきた。ホームセンターで買うよりも何十倍も高い価格を請求された。

#### <事例3>

「被災地への寄付金を集めています」と電話があったので、指定された口座に振り込んだが、実在しない団体だった。

#### <消費者センターからのアドバイス>

- 訪問販売、電話勧誘販売は契約書面を受け取った日を含む8日以内であればクーリング・オフ（無条件解除）ができます。
- 工事の契約は複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。

**※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。**

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)